

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第4区分

【発行日】平成20年6月26日(2008.6.26)

【公表番号】特表2003-501992(P2003-501992A)

【公表日】平成15年1月14日(2003.1.14)

【出願番号】特願2001-500389(P2001-500389)

【国際特許分類】

H 02 H 9/04 (2006.01)

【F I】

H 02 H 9/04 C

【手続補正書】

【提出日】平成20年5月2日(2008.5.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

表面をもつエネルギー調節器であつて：

第一の差動電極導電構造(809、812)と；

第二の差動電極導電構造(809A、812A)と；

共通導電構造(804、808、810)と；

前記表面の一部をなす第一の差動電極成端構造(807)と；

前記表面の一部をなす第二の差動電極成端構造(807A)と；

前記表面の一部をなす少なくとも一つの共通導電成端構造(802)を有しており；

前記第一の差動電極導電構造、前記第二の差動電極導電構造および前記共通導電構造が、当該エネルギー調節器において少なくとも一つの電気絶縁物質によって電気的に互いから絶縁されており；

前記第一の差動電極導電構造は、第一の面内で第一および第二の方向に延在し、該第一の面内の開口を画定しない第一の差動電極を有しており；

前記第一の差動電極導電は第一の差動電極本体部(809)および第一の差動電極延長部(812)とを有しており；

前記第二の差動電極導電構造は第二の面内で前記第一および第二の方向に延び、該第二の面内の開口を画定しない第二の差動電極を有しており；

前記第二の差動電極導電は第二の差動電極本体部(809A)および第二の差動電極延長部(812A)とを有しており；

前記共通導電構造は第一の共通導電電極、第二の共通導電電極および第三の共通導電電極を有しており；

前記第一の共通導電電極は第三の面内に延在し、前記第二の共通導電電極は第四の面内に延在し、前記第三の共通導電電極は第五の面内に延在し；

前記第一の面、前記第二の面、前記第三の面、前記第四の面および前記第五の面はみな互いに並行であり；

前記第一の共通導電電極は第一の共通導電電極本体部、第一の共通導電電極第一延長部および第一の共通導電電極第二延長部を有しており、該第一の共通導電電極は前記第三の面内に開口を画定せず；

前記第二の共通導電電極は第二の共通導電電極本体部、第二の共通導電電極第一延長部および第二の共通導電電極第二延長部を有しており、該第二の共通導電電極は前記第四の

面内に開口を画定せず；

前記第三の共通導電電極は第三の共通導電電極本体部、第三の共通導電電極第一延長部および第三の共通導電電極第二延長部を有しており、該第三の共通導電電極は前記第五の面内に開口を画定せず；

前記第一の共通導電電極本体部は前記第一の差動電極本体部の下にあってこれと対向し；

前記第二の共通導電電極本体部は前記第一の差動電極本体部の上にあってこれと対向し；

前記第二の共通導電電極本体部は前記第二の差動電極本体部の下にあってこれと対向し；

前記第三の共通導電電極本体部は前記第二の差動電極本体部の上にあってこれと対向し；

前記第一の差動電極本体部は前記第一の面内で第一の差動電極本体部の周まで延在し；

前記第一の共通導電電極本体部は前記第三の面内で第一の共通導電本体部の周まで延在し；

前記第二の共通導電電極本体部は前記第四の面内で第二の共通導電本体部の周まで延在し；

前記第一の差動電極本体部の周は前記第一の共通導電本体部の周および前記第二の共通導電本体部の周の内側に引っ込んでおり；

前記第二の差動電極本体部は前記第二の面内で第二の差動電極本体部の周まで延在し；

前記第三の共通導電電極本体部は前記第五の面内で第三の共通導電本体部の周まで延在し；

前記第二の差動電極本体部の周は前記第二の共通導電本体部の周および前記第三の共通導電本体部の周の内側に引っ込んでおり；

前記第二の差動電極本体部の周は前記第二の共通導電電極本体部の周および前記第三の共通導電電極本体部の周の内側に引っ込んでおり；

前記第一の差動電極延長部は前記第一の差動電極本体部から前記第一の差動電極成端構造まで延在し；

前記第二の差動電極延長部は前記第二の差動電極本体部から前記第二の差動電極成端構造まで延在し；

前記第一の差動電極成端構造および前記第二の差動電極成端構造は互いに前記エネルギー調節器の反対側にあり；

前記第一の共通導電電極第一延長部は前記第一の共通導電電極本体部から前記少なくとも一つの共通導電成端構造の第一の領域まで延在し；

前記第二の共通導電電極第一延長部は前記第二の共通導電電極本体部から前記少なくとも一つの共通導電成端構造の前記第一の領域まで延在し；

前記第三の共通導電電極第一延長部は前記第三の共通導電電極本体部から前記少なくとも一つの共通導電成端構造の前記第一の領域まで延在し；

前記第一の共通導電電極第二延長部は前記第一の共通導電電極本体部から前記少なくとも一つの共通導電成端構造の第二の領域まで延在し；

前記第二の共通導電電極第二延長部は前記第二の共通導電電極本体部から前記少なくとも一つの共通導電成端構造の前記第二の領域まで延在し；

前記第三の共通導電電極第二延長部は前記第三の共通導電電極本体部から前記少なくとも一つの共通導電成端構造の前記第二の領域まで延在し；

前記第一の差動電極本体部の周は概略長方形で、第一の差動電極本体部の周の第一側辺、第一の差動電極本体部の周の第二側辺、第一の差動電極本体部の周の第三側辺および第一の差動電極本体部の周の第四側辺を画定し；

前記第一の差動電極延長部は前記第一の差動電極本体部の周の第一側辺の一部分のみから延びており；

前記第二の差動電極本体部の周は概略長方形で、第二の差動電極本体部の周の第一側辺

、第二の差動電極本体部の周の第二側辺、第二の差動電極本体部の周の第三側辺および第二の差動電極本体部の周の第四側辺を画定し；

前記第二の差動電極延長部は前記第二の差動電極本体部の周の第三側辺の一部分のみから伸びている、

エネルギー調節器。

【請求項2】

前記表面の一方の側が概略長方形である、請求項1記載の調節器。

【請求項3】

(1) 前記第一の差動電極本体部の周と前記第二の共通導電本体部の周との間の、前記第一の面内での最小距離と、(2) 前記第一の差動電極本体部の周と前記第二の共通導電本体部の周との間の、前記第一の平面に垂直な方向の距離との比が0から20までの間である、請求項1記載の調節器。

【請求項4】

(1) 前記少なくとも一つの共通導電成端構造の前記第一の領域と(2) 前記少なくとも一つの共通導電成端構造の前記第二の領域とが、互いに当該エネルギー調節器の反対側にある、請求項1記載の調節器。

【請求項5】

前記少なくとも一つの共通導電成端構造が、前記少なくとも一つの共通導電成端構造の前記第一の領域から前記少なくとも一つの共通導電成端構造の前記第二の領域に前記表面に沿って延在する单一の導電構造をなす、請求項4記載の調節器。

【請求項6】

前記少なくとも一つの共通導電成端構造が、前記少なくとも一つの共通導電成端構造の前記第一の領域から前記少なくとも一つの共通導電成端構造の前記第二の領域に前記表面に沿って延在する、前記表面のまわりの单一の導電性ループをなす、請求項5記載の調節器。

【請求項7】

前記第一の差動電極本体部の周の第一側辺が、前記第二の差動電極本体部の周の第三側辺とは、前記表面の反対側にある、

請求項1記載の調節器。

【請求項8】

請求項7記載の調節器であって、

前記第一の共通導電電極第一延長部が、前記第一の共通導電電極本体部から前記少なくとも一つの共通導電成端構造の第一の領域に、前記第一の差動電極延長部および前記第二の差動電極延長部を通る線に垂直な方向に沿って延在し、

前記第二の共通導電電極第一延長部が前記第二の共通導電電極本体部から前記少なくとも一つの共通導電成端構造の前記第一の領域に、前記第一の差動電極延長部および前記第二の差動電極延長部を通る線に垂直な方向に沿って延在し、

前記第三の共通導電電極第一延長部が前記第三の共通導電電極本体部から前記少なくとも一つの共通導電成端構造の前記第一の領域に、前記第一の差動電極延長部および前記第二の差動電極延長部を通る線に垂直な方向に沿って延在する、

調節器。